



日本貿易振興機構(ジェトロ)

米国の関税削減のための各種制度 に関する実務、手続き、具体例、 留意点等

2026年1月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<目次>

1.	関税などの払い戻し（ドローバック）	2
2.	減免税措置（一時輸入）（Temporary Importation under Bond、TIB）	3
3.	減免税措置（ATA カルネによる一時的な免税輸入）	5
4.	減免税措置（再輸入）：米国産品および（米国から輸出された）外国産品の米国への返還	7
5.	外国貿易地域（FTZ）、保税倉庫（CBW）を利用した再輸出	8
6.	ファースト・セール・ルール	11

はじめに

本レポートでは、米国の追加関税によるコストを軽減するための実務上の手続きについて、具体例や留意点と共に解説しています。本レポートは、米国のマイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2026年1月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
ニューヨーク事務所

1. 関税などの払い戻し（ドローバック）¹

a. 手続きの流れ

ステップ 1：製品・商品・貨物などの輸入

輸入者は、特定の製品・商品・貨物など（以下「製品など」）について、米国の通関手続き場所（port of entry）で輸入・通関手続きを行い、その際製品などに適用される関税、賦課金、手数料など（以下「関税など」）を支払う。

ステップ 2：輸入した製品など（代替製品・商品を含む）の輸出もしくは破棄

法令で規定された期限内（輸入・通関手続きから通常 5 年以内、ただし短期の場合もある）に、輸入者は、輸入・通關した（未使用の）製品などを輸出もしくは米国税関・国境警備局（CBP）の監督下で破棄する。

ステップ 3：輸入者の記録の照合・確認

特定の製品などについて、その輸入・通關手続きが行われた際、関税などの支払いがされたことや、輸入・通關時に適用された 8 衔の米国関税分類番号（HTSUS）などを確認し、輸出しようとする製品などが、輸入・通關手続きが行われた特定の製品などと同一であること、または、その代替品となることを確認する。

ステップ 4：払い戻し申請手続き

ACE Secure Data Portal²を通じて、CBP Form 7553（Notice of Intent to Export, Destroy or Return Merchandise for Purposes of Drawback）³を使用し、必要な事項を記入の上、オンラインで払い戻し申請手続きをとる。

ステップ 5：払戻金の受領

CBP が申請内容を審査し、必要な要件を満たしている申請案件について、対象となる製品などの輸入・通關の際に輸入者が支払った関税などの 99% の払い戻しを受ける。払戻金受領の要件を満たしている場合には、通常申請から審査を経て払戻金が支払われるまで、約 90～180 日の日数を要する。

CBP によれば、ドローバック手続きにより、毎年、約 60 億ドルの関税などが還付されている。

b. 具体例

各種ドローバック還付の中でも、比較的頻繁に利用されていると思われる製造還付、未使用還付、および返品還付の具体例は次のとおり。

¹<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary/drawback-overview>

² <https://ace.cbp.gov/s/login/>

³ <https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2024-Jan/CBP%20Form%207553.pdf>

- (i) 製造還付 (Manufacturing Drawback) の例
 - 米国内のメーカーが、鉄鋼を輸入し、輸入した鉄鋼を用いて機械の部品を米国内で製造した後、米国内で製造した部品を輸出する場合には、所定の条件を満たしていることを証明できれば、鉄鋼輸入時に支払った関税などの還付を受けることが可能。
 - 米国内の製薬会社が、有効成分 (active chemical ingredients) を米国に輸入し、当該有効成分を用いて、米国内で医薬品を製造し、商品としてパッケージをした後、米国外に輸出する場合には、米国外から有効成分を輸入した際に支払った関税などの還付を受けることが可能。
- (ii) 未使用還付 (Unused Merchandise Drawback) の例
 - 米国内の大手衣料品小売販売会社が、多量のシャツをベトナムから輸入した。輸入の際、関税などを支払い、国内で販売を試みるも在庫品が多量に出たため、在庫品をカナダに輸出した。この際、米国内の大手衣料品小売販売会社は、未使用還付を得た。
- (iii) 返品還付 (Rejected Merchandise Drawback) の例
 - 米国内で化粧品を販売する企業が、外国産の化粧品を米国に輸入し、米国内の倉庫に在庫品として保管。その後、一部の輸入品が保管中に使用期限が来たり、不良品が含まれていたことが発覚したため、生産国メーカーへ返品のために輸出することはせず、米国内で CBP の監督下で廃棄し返品還付を得た。

c. 留意点・要注意事項など

- ドローバックは、輸入・通関した全ての產品などに適用されるわけではなく、対象產品などの輸入・通關時に申告した HTSUS、製造工程、輸入・通關から輸出・破棄までの時間、関連証明書の内容、輸出先などを含むさまざまな要素により、ドローバックの対象にならない場合があるため⁴、ドローバック申請時のみならず、產品などの輸入・通關手続きを行う時から、可能な限り、専門家からアドバイスを受けるのが効率的。
- ドローバックは、対象產品などの輸入・通關日から、5年以内の場合のみ認められるため、制度を利用する会社は、対象產品を特定し、その輸入・通關に関する基礎データを正確に管理できる制度を確立しておく必要がある。
- CBP はドローバックの制度に関し、[FAQ](#) およびそれに対するコメントをウェブサイトに掲載している。

2. 減免税措置（一時輸入）（Temporary Importation under Bond、TIB）⁵

a. 手続きの流れ

ステップ 1：產品などの輸入・通關用書類の準備および輸入・通關の手続き

輸入者が、產品などを携行して米国に一時輸入する場合には、入港地の税關で CBP Form 7501 (Entry Summary) に必要事項を記入し、保証会社から必要な税關保証金を確保し、税關に提出する。その際、以下の点に関する宣誓書 (declaration) を提出する。

⁴ 例えば、アンチダンピング税、相殺関税、輸入割当を超えた農產品、輸入された小麦から生産された小麦粉もしくはその副産物、1962 年通商拡大法 232 条に基づく追加関税の一部などは、ドローバックの対象外とされている。

⁵<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary-and-post-release-processes/temporary-importation-under-bond>

- (i) 当該輸入產品などは、HTSUSの分類番号で示した目的以外のために使用されないこと、および、
- (ii) 当該輸入產品などは、別途許可を得ない限り、売却しないこと。

產品などを携行せず、貨物として米国に一時輸入する場合には、認可された通関業者に事前に伝え、通常の輸入・通関手続きに使用する様式（CBP Form 7501）に必要となる情報を通関業者に伝えるとともに、通関業者を通じて税関保証金の手配を済ませる。この際、通関業者に対して、一時輸入する產品などが、米国内でいかなる用途のために使用・利用されるのかを伝え、通関業者から、一時輸入を理由とする免税扱いの対象となる產品など（すなわち、HTSUS の分類番号 9813.00.05～9813.00.75 のいずれかに該当する輸入產品など。各分類番号で規定されている具体的な產品などの内容は後述）であることについて助言を得る。また、以下の点に関する宣誓書（declaration）も提出する。

- (i) 当該輸入產品などは、HTSUSの分類番号で示した目的以外のために使用されないこと、および、
- (ii) 当該輸入產品などは、別途許可を得ない限り、売却しないこと。

ステップ 2 : TIB 手続きの完了（輸出または廃棄）

輸入者が、特定の產品などについて TIB を通じた一時輸入の際の免税扱いの手続きを完了するためには、ステップ 1 で輸入・通關の手続きを行った產品などを、特定の期限内（通常、輸入・通關手続きをした日から 1 年以内）⁶に、(a) 当該產品などを輸出するか⁷、または、(b) 原則として CBP 担当官の監督の下で（または求められた手続きに従って）廃棄し、その証明書を、輸入・通關の手続きを行った入港地の税關に提出する。

b. 具体例

TIB を利用した輸入・通關は、一般に、数量が限定され、単価（価額）が比較的に高額な產品のために用いられている。米国内でのクラシックカーや新車の展示会に車を展示するために一時輸入する場合などが一例だ。商業目的で TIB を利用して產品などを米国内に一時輸入する際には、各種通關用書類を準備し、税関保証金などの手配をする必要もあることから、専門の通關業者に輸入から輸出までの手続きを一貫して依頼するのが通常だ。

TIB を利用した一時輸入・通關は、以下の 14 項目のいずれかに該当する產品に限定されている。

- (1) 9813.00.05 : 修理、改造、または処理するために輸入される物品。
- (2) 9813.00.10 : 製造業者が自社の施設でアパレルのモデル目的で使用する女性用アパレル。
- (3) 9813.00.15 : イラストレーターおよびカメラマンが輸入した、彼らの作品のモデルとして自らの事業所でのみ使用される物品。
- (4) 9813.00.20 : 商品の注文にのみ使用されるサンプル。
- (5) 9813.00.25 : 広告を目的とした検査および複製のために輸入された物品（写真彫刻版を除く）。
- (6) 9813.00.30 : テスト、実験、または評価の目的を意図した產品。

⁶ ただし、9813.00.50に基づいて輸入された產品などは、輸入の日から 6 カ月以内に輸出または廃棄されなければならない。

⁷ 輸入者が、TIB 制度を利用して一時輸入が認められた產品などを携行して輸出する場合には、CBP Form 3495 (Application for Exportation of Articles Under Special Bond) に必要な事項を記入し、税關に提出する。https://www.cbp.gov/sites/default/files/2025-06/cbp_form_3495.pdf

- (7) 9813.00.35 : 自動車、オートバイ、飛行機、気球など、レースの目的で使用される全ての車両、ボートなど。
- (8) 9813.00.40 : 米国内の鉄道の障害物の除去、消火、または緊急修理のために使用される機関車その他の鉄道用具。
- (9) 9813.00.45 : 輸送中に商品（身の回り品や家庭用品を含む）を覆いまたは保持するために使用される圧縮ガスの容器。
- (10) 9813.00.50 : 専門用具、職業用具（および関連する修理部品）およびキャンプ用具。特に非居住者が使用するもの。
- (11) 9813.00.55 : 輸出用製品の製造に使用される特別設計の产品など。
- (12) 9813.00.60 : 繁殖、展示または競技のために輸入された動物およびその関連備品・装置。
- (13) 9813.00.70 : 芸術、科学、または産業の促進および奨励のために専門の芸術家、講師、または科学者によって輸入され、展示会、イラストレーション、振興、奨励目的で使用される美術芸術品、写真、哲学的および科学的器具・装置。
- (14) 9813.00.75 : 自動車ショーや展示に使用される自動車、自動車のシャーシおよび自動車の車体。

c. 留意点・要注意事項など

- TIB 制度を利用して特定产品などを一時輸入した後、期限内に輸出または破棄した適切な証明書を CBP に提出できない場合には、税関保証金が没収されることになるので要注意。
- 产品などの米国への一時的な免税輸入のための手続きとしては、TIB による手続きのほか、後述の ATA カルネを利用する方法もある。TIB は、产品などの一時輸入ごとに、各種通関書類を準備し、税関保証金などを手配する必要があるが、ATA カルネは、1 年の有効期間中、複数回の一時輸入が可能となる。
- TIB による一時輸入も、ATA カルネによる一時輸入も、それぞれ免税扱いで一時輸入が認められ得る対象产品などが限定されているので、事前に通関業者などと連絡をとり、助言を得るのが効率的。
- TIB による产品などの一時輸入・通関の手続きは、米国の入港地の輸入・通関の現場でも行うことが可能だが、ATA カルネによる一時輸入のためには、対象产品などの米国輸入の前に、輸出国内で ATA カルネ取得のための登録、申請手続きをする必要がある。

3. 減免税措置（ATA カルネによる一時的な免税輸入）8

a. 手続きの流れ

ステップ 1：日本商事仲裁協会（JCAA）で利用登録をする

日本から、商品見本または職業用具を米国に一時的に輸入する際、米国税関で免税扱いを得るために ATA カルネの発行を得るために、まず、JCAA 東京本部カルネ事業部（以下「カルネ事業部」）のウェブサイトを通じて、カルネオンライン申請利用登録をする。登録手続きは、仮登録と、登録申請書・登録関連書類の提出の 2 段階の手続きにより行われる。⁹

⁸<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary/ata-carnet-faqs>

⁹ 登録手続きの詳細は、次のウェブサイトで説明されている。 <https://carnet.jcaa.or.jp/flow/#content01>

ステップ 2：カルネ申請をし、カルネの発給を得る

ステップ 1 での登録が行われると、カルネ事業部から電子メールでカルネ発給申請をするための電子申請システム専用 URL 記載の通知書が送付されてくるので、同通知書に記載された URL を通じて、カルネ発給申請を行う。申請および発給料金の受領後、カルネ事業部は、申請者にカルネを発給する。申請者は着払宅配便またはカルネ事業部の窓口でカルネを受領する。

ステップ 3：輸出通関

日本からの出国時に、カルネと輸出物品を税関に提出し、税関による物品検査を受け、通関記録のあるカルネを受領する。

ステップ 4：米国での輸入通関

米国入国時に、一時輸入をする物品とカルネを CBP に提出し、物品の検査を受け、通関記録のあるカルネを受領する。これにより、米国に一時輸入する商品見本または職業用具は、免税の扱いを受ける。

ステップ 5：米国からの再輸出通関

米国からの再輸出時に、必要事項を記入したカルネと物品を CBP に提出し、CBP による物品検査を受け、通関記録のあるカルネを受領する。

ステップ 6：日本での再輸入通関

日本への入国時に、米国に一時輸入された物品の再輸入の手続きをとるため、カルネと物品を税関に提出し、物品の検査を受けた後、通関記録のあるカルネを日本の税関から受領する。

ステップ 7：カルネの返還

カルネの有効期間は 12 カ月となっている。カルネ名義人（登録者）は、使用完了したカルネをカルネ事業部に返還する。

一時輸入国である米国でのカルネ使用内容につき、何らか問題があった場合には、CBP から輸入関税などを請求されることがある。

b. 具体例

- CBP は、ATA カルネを利用して通常、米国非居住者個人（non resident individual）の商品見本（commercial samples）、および職業用具（professional equipment）および特定の広告用資材（certain advertising materials）の一時輸入について、免税扱いが認められ得るとしている。
- CBP は、ATA カルネを利用して免税扱いの一時輸入が認められ得る通常物品の具体例として、以下を挙げている。
コンピュータ、ネットワーク用デバイス、道具、視聴覚用機器（audio visual equipment）、カメラ、ビデオ機器、電子機器、産業機器、自動車、宝石類、宝飾品類、スポーツ用品および器具、衣服・衣類

- CBP は、ATA カルネを利用して免税扱いの一時輸入が認められ得る特殊な物品の具体例として、以下を挙げている。

美術展に展示される絵画（例えば、ゴッホの自画像の絵画）、サーカス用の動物および関連器具、ジェット機、人工衛星、交響楽団が使用する楽器やその他の器具など

c. 留意点・要注意事項など

- 前述の TIB 制度の手続きにより輸入・通関の手続きをする場合には、税関保証金が必要になるが、ATA カルネを利用した輸入・通関手続きをとる場合には、免税対象物品とカルネの提出により、免税扱いを受け、一時的な輸入が認められる。
- 対象產品などの一時輸入および再輸出の手続きが適切に行われない場合には、適用関税などの 110%に相当する追徴金の支払いが求められることがある。
- ATA カルネによる一時輸入の対象產品などの内容によっては、米国への一時輸入や再輸出に際して、別途適用法令に基づき、関連の政府機関から、事前許可（ライセンス）などを取得することが義務付けられることがある。
- CBP は、[FAQ](#) をウェブサイトで公開している。

4. 減免税措置（再輸入）：米国産品および（米国から輸出された）外国産品の米国への返還¹⁰

a. 手続きの流れ

ステップ 1：米国から、米国産品または（米国内にある）外国産品の輸出

ステップ 2：ステップ 1 で輸出された米国産品または外国産品の米国への返還（再輸入）

米国産品または（米国から輸出された）外国産品の米国への再輸入の際、免税扱いを受けるためには、再輸入產品が、HTSUS の 9801.00.10¹¹ に該当することを確認の上、CBP Form 3311 (Declaration of Free Entry of Returned American Products) に必要な情報を記入し、税関に提出する。

米国への再輸入（通関）にあたって、再輸入產品が米国産品であること、または米国から（過去 3 年以内に）輸出された外国産品であることを証明することが義務付けられる。

b. 具体例

米国の衣類小売会社が、ポルトガルで生産された男子用衣類製品を米国に輸入した後、同小売会社が、カナダ国内に有する倉庫に同衣類製品を保管するため、米国からカナダに輸

¹⁰https://www.help.cbp.gov/s/article/Article-1148?language=en_US,
<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary/hts-subheading-9801>

¹¹ 9801.00.10 Products of the United States when returned after having been exported, or any other products when returned within 3 years after having been exported, without having been advanced in value or improved in condition by any process of manufacture or other means while abroad.

<https://hts.usitc.gov/reststop/file?release=currentRelease&filename=Chapter%2098>

出した。その後、同小売会社は、カナダの倉庫から同衣類製品を米国に輸入する際、再輸入を根拠とする免税扱いを申請し、無税で米国への再輸入が認められた。¹²

c. 留意点・要注意事項など

- 外国産品の米国への再輸入を理由として免税の申告を行う場合には、当該外国産品が米国から最後に輸出された時点から、3年以内に再輸入する必要がある。
- 価額が2,500ドルを超過する米国産品を、米国への再輸入を理由として免税の申告を行う場合において、当該米国産品が最後に米国から輸出された時点から3年以上経過している場合には、CBPは、当該米国産品が米国を原産とする品目であることについて、追加の証明を要求する場合がある。
- 再輸入の際に免税扱いを求める産品は、米国から最初に輸出された後、当該産品の価値・価額を高める何らかの加工、修理、調整、その他の処理などがなされていないことが必要。
- 外国産品の米国への再輸入の際に免税扱いを求める産品は、再輸入の前に米国から輸出された際、ドローバックを受けていなかつたものである必要がある。

5. **外国貿易地域（FTZ）¹³、保税倉庫（CBW）を利用した再輸出¹⁴**

A. 外国貿易地域（FTZ）

a. 手続きの流れ

ステップ1：FTZ利用の適否の検討

米国外から米国のFTZに持ち込まれた産品などが、FTZでの加工、組み立てなどの作業などにより付加価値を付けた後、FTZから外国に再輸出される場合は、米国への輸入・通関の手続きをとる必要がなく、関税などの適用対象となるが、FTZに外国から産品などを持ち込む際の手続きや、FTZ内にある産品などの管理などについて、さまざまな責任が生じる。また、FTZ利用のための申請には、応分の費用や時間も要することから、自社製品の世界的なサプライチェーン構築の一環として、FTZを利用するが経済的に合理的か否か、総合的に判断する必要がある。¹⁵

企業が米国内のFTZの利用を検討している場合、全米各地に存在する最寄りのFTZ Sponsoring Grantee Organizations（FTZ主催機関）に照会すれば、自社の近辺にあるFTZに関する基本情報や申請手続きについて、支援を得られる。全米にあるFTZ主催機関のリストはウェブサイトで公開されている。

ステップ2：FTZ Board（FTZ委員会）への申請および承認

¹²Customs Ruling NY N324480.

https://www.customsmobile.com/rulings/docview?doc_id=NY%20N324480&highlight=category%3Aclassification

¹³https://www.help.cbp.gov/s/article/Article-1058?language=en_US

¹⁴https://www.help.cbp.gov/s/article/Article1853?language=en_US

¹⁵ FTZの概要に関するCBPの解説については、以下のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.cbp.gov/border-security/ports-entry/cargo-security/cargo-control/foreign-trade-zones/about>

FTZ に產品などを搬入し、FTZ での何らかの事業活動（產品などの組み立て、展示、洗浄、操作、製造、混合、加工、ラベルの張り替え、梱包、修理、回収・復旧、サンプリング、保存・保管、試験、展示、廃棄など）を望む者は、FTZ 内で行おうとする事業内容の詳細、および、事業を行う組織（事業体）の財政状況などに関する情報を、FTZ 委員会に提出し、FTZ 内での活動許可の申請を行う。¹⁶

FTZ 委員会は、申請を受領後、申請内容を審査し、税関とも協議の上、規定に従った条件が満たされていると判断した場合には、承認の決定を行う。¹⁷

ステップ 3 : CBP からの事業開始許可通知を取得する

申請者が、FTZ 内での事業活動について、FTZ 委員会の承認を得た後、CBP は、申請者から提出された FTZ 内での事業活動に関するマニュアルの内容を審査し¹⁸、また、現場の状況を視察するなどして、申請者が FTZ 内での活動を行うにあたり、法令順守が確保される体制が整っていることを確認し、事業開始許可通知を行う。

ステップ 4 : 事業活動の運営、法令順守体制の維持

特定の FTZ 内での事業活動が許可された申請者は、FTZ 内での事業活動が法令順守が確保される形で運営を行う責任を有する。この一環として、申請者は、FTZ 主催機関と、それとの責任・義務の内容を規定した合意書を作成する。

b. 具体例

FTZ は、以下に列挙した産業を含む、多岐にわたる分野で事業活動を行っている多くの企業により活用されている。

鉄鋼、産業機器、金属、石油掘削機器、化粧品、消費財、電化製品、繊維・履物、カーボンファイバー、医薬品、医療機器、造船海運関連製品、データ保存用製品、半導体、電子機器・通信機器、航空機、自動車部品、自動車、食料品、化学製品、シリコン・ポリシリコン、エネルギー関連製品、石油精製、石油化学製品、液化天然ガス (LNG) など

米商務省は、上記の各分野で、具体的にいかなる企業が、どこに所在する FTZ 内で事業活動を行っているのかにつき、FTZ 内での事業活動が承認されたかに関するデータを、具体的な企業名も含めウェブサイトを通じて公表している。

c. 留意点・要注意事項など

- FTZ 内に產品などを搬入する際には、その時点で関税などを CBP に支払う義務は発生しないが、FTZ 内に維持する產品などに対しては、当該 FTZ が所在する州などの資産税などの課税対象となることがある。

¹⁶ FTZ 委員会への申請手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.trade.gov/how-to-apply>

https://www.trade.gov/sites/default/files/2020-04/FTZ_Board_Procedures.pdf

¹⁷ 通常この手続きには 6~10 カ月の時間を要する。

¹⁸ 同マニュアルでは、FTZ に搬入する產品などの管理体制、労働者の身元調査・勤務管理、在庫管理、記録作成および保存、警備体制、安全確保などが、CBP の規則に従つたものであることを明記する必要がある。

- FTZ 内での事業活動は、CBP および FTZ 主催機関の管理、監督下に置かれているため、FTZ を利用して事業活動を行う企業は、適用される連邦の法令のみならず、FTZ が所在する州の法令の順守を確保するための規則や手続きを規定しておく必要がある。CBP は必要に応じ監査を実施しているが、当局による FTZ 内での事業活動の管理、監督が不十分で、マネーロンダリングなどの活動にも利用されるリスクがあると指摘されている。¹⁹ FTZ を利用する企業は、FTZ 内での事業活動が適切に行われるよう、専門家のアドバイスも得て、適切な体制を整えなければならない。

B. 保税倉庫 (CBW)

a. 手続きの流れ

ステップ 1：保税倉庫開設・運営または使用の許可申請

CBP の監督下に置かれる保税倉庫を開設・運営または使用することを望む者は、最寄りの入港地を管轄している CBP に対して、CBP Form 300 (Bonded Warehouse Proprietor's Submission) を使用して、申請対象の保税倉庫に関する詳細な情報を提供し、CBP から許可を得なければならない。²⁰

ステップ 2：入港地で產品などの税関への届け出、保税倉庫への移管

輸入者は、特定產品などの輸入・通関の手続きを直ちに行い関税などを支払わずに、保税倉庫で蔵置する場合、所定の様式 (Forms 7512 & 7512-A) を用いてその旨の通知を CBP に行い、CBP の許可を得た上で、税関の監督下にある所定の保税倉庫に產品などを移送し、產品などを適切に分類し、その他の関連情報を CBP に登録した上で、蔵置する。

ステップ 3：保税倉庫での產品などの保存、その他の作業など

產品などが保税倉庫に蔵置されている期間中、保税倉庫で行うことが認められている作業など（產品などの清掃、再包装、並べ替え、調整など）を行う。產品などを保税倉庫で蔵置することが認められる期間は、最長 5 年まで。

ステップ 4：保税倉庫から產品などの搬出

輸入者が、保税倉庫で蔵置されている產品などを、米国市場に流通させる場合には、税関に適用関税などを支払い、保税倉庫から搬出する。輸入者が、保税倉庫で蔵置されている產品などを、外国に輸出する場合には、輸出のために必要な申告、手続きを行い、保税倉庫から搬出する。ただし、輸出の場合には、税關に關税などを支払う必要はない。

b. 具体例

保税倉庫に蔵置される外国の產品などは、輸入者がそれらの最終供給先を決定するまで、これらの產品などに適用され得る關税などの支払いが、延期もしくは免除され得るため、保税倉庫の制度は、主として以下の業界の企業に幅広く利用されている。

¹⁹ [https://icaie.com/wp-content/uploads/2023/03/ICAIE-New-Report-The-Dark-Side-of-Illicit-Economies-and-TBML-Free-Trade-Zones-Ports-and-Financial-Safe-Havens.pdf](https://icaie.com/wp-content/uploads/2023/03/ICAIE-New-Report-The-Dark-Side-of-Illlicit-Economies-and-TBML-Free-Trade-Zones-Ports-and-Financial-Safe-Havens.pdf)

²⁰ 保税倉庫は、その用途により、Class 1 ~ 9 および Class 11 までの 10 種類に分類されている（Class 10 は欠番）。各 Class の詳細は、次の通り。19 CFR §19.1
<https://www.ecfr.gov/current/title-19/chapter-I/part-19/section-19.1>

グローバルにビジネスを展開している商社など、部材などを米国内での製造に使用する製造業者、E コマース小売業者、高級品、奢侈品を扱う業者（盗難などのリスク回避などのため）、ロジスティクス、サプライチェーン管理業者、空港などの免税品販売店（duty-free stores）、販売業者

保税倉庫を活用して頻繁に蔵置されている典型的な產品などの例は次のとおり。

電子製品、消費財、衣類、繊維、ファッション関連商品、機械類、産業用機器、加工食品、包装食品、飲料

c. 留意点・要注意事項など

- 保税倉庫内に蔵置されている產品などを、保税倉庫内で他者に販売できない。
- 保税倉庫内での蔵置されている產品などを利用した製造活動は、一部の事前許可を得た者を除き、一般に禁止されている。
- 特定の產品など（危険物、生鮮品、医薬品・医療機器、偽造品その他の輸入禁止対象となっている產品など）は保税倉庫内に蔵置できない（違法な產品などが保税倉庫内に蔵置されていることが判明した場合、CBP は違法な產品などを没収・破棄できる）。
- 保税倉庫を利用した產品などの蔵置は、（米国内市場での需要の見極めが困難な）大量の消費財、衣料品などを輸入する場合、関税などのコスト管理や在庫管理に便利。
- CBP は、保税倉庫を管理・監督・運営する関係者のためのマニュアルを発行している。
- 企業は、物流と記録を支援できるサードパーティの保税倉庫プロバイダーへ商品保管を依頼することもある。

6. ファースト・セール・ルール²¹

a. 手続きの流れ

ステップ 1：ファースト・セール・ルール適用の可否の検討

ファースト・セール・ルールは、米国外のメーカー（メーカーA）により生産された物品（商品）が、米国の輸入者により輸入・通関の手続きがとられるまでに、一またはそれ以上の仲介業者を経由して米国の輸入者が購入する商流となっている場合、輸入者が、当該物品（商品）について、以下の 3 つの必須要件が満たされていることを証明し、当該物品（商品）をメーカーA から最初に購入した仲介業者（仲介業者 1）がメーカーA に支払った物品（商品）の価格を、米国輸入者が関税などの賦課の対象となる輸入品の通関上の価額として認める制度である。

必須要件 1：仲介業者 1 がメーカーA から物品（商品）を最初に購入した際、当該物品（商品）が米国への輸出のために売買されたことが明確になっていたこと。

必須要件 2：対象物品（商品）がメーカーA から輸入者に渡るまで、少なくとも 2 回の真正な売買取引が行われていること。

必須要件 3：メーカーA から輸入者に渡るまで行われた売買取引条件が、実際の市場価額を反映したものであること。

²¹<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary/first-sale-declaration>

したがって、ファースト・セール・ルールを適用して輸入物品（商品）の通関上の価額を申告しようとする輸入者は、メーカーAが製造した物品（商品）を仲介業者を通じて購入し、輸入するまでの商流の実態を正確に把握し、上記の必須条件を満たし得るか否かを検討する必要がある。

ステップ2：商流に関与する関係者から、必要な証拠書類を収集する

上記のステップ1で列挙された3つの必須要件を満たしていることを、具体的な取引関連の書類に基づきCBPに対して証明することができるよう、商流に関与しているメーカーAおよび仲介業者1の協力を得て、メーカーAと仲介業者1との間の売買契約、請求書、支払い受領書、対象物品（商品）の所有権の移転などを示す文書を収集する。仲介業者が複数存在する場合には、商流に関与している全ての仲介業者から、証拠文書を収集する。仲介業者が、メーカーAまたは輸入者の関連会社である場合には、関連会社間の売買価格（移転価格）設定が独立した会社間の取引と同等であること（arm's length pricing）を証明する必要がある。

ステップ3：専門家の助言を得て、輸入・通関用の書類の準備をする

ファースト・セール・ルールを適用して輸入・通関上の価額を申告する際には、輸入・通関の際CBPに提出する標準様式(CBP Form 7501)の中で、輸入物品（商品）の価額が、ファースト・セール・ルールを適用したものであること（米国への輸入・通関直前の取引に基づき支払われた価額ではないこと）を申告する必要がある。このような申告をした場合、税関でファースト・セール・ルール適用に必要な要件を満たしているか否か、証明を求められることがあるため、その際、直ちに提出できる書類などを、専門家のアドバイスを得て、用意しておくのが望ましい。

ステップ4：法令順守体制の構築および監視（モニタリング）・監査

CBPは、ファースト・セール・ルールに基づく輸入申告内容が、実体を正確に反映しているかどうか、関心を払っているため、輸入者は、常に商流（サプライチェーン）の実態を正確に把握するとともに、法令の改正内容を緊密にフォローし、ファースト・セール・ルールに基づく申告が、法令を順守した形で、適正に行われていることを確保する必要がある。このため、社内で法令順守の監視体制を確立し、必要に応じ、監査を行うのが望ましい。

b. 具体例

ファースト・セール・ルールの適用は、一般に、輸入产品などに適用される関税率が高く、輸入产品などが、米国外のメーカーにより生産されてから、（代理店、商社や卸売会社など）単数・複数の仲介業者の売買を経ることにより、米国の輸入者が輸入直前に購入する仲介業者に支払う価格が高額となっている場合に、輸入者の関税などのコスト負担を軽減する有効な手段となり得る。

このような条件を満たす輸入产品などの典型的な例として、以下が挙げられる。

衣料品・繊維製品、電子機器、玩具、履物、家庭用品

c. 留意点・要注意事項など

- 米国への通関時にファースト・セール・ルールを適用した輸入品の価格を申告した場合、CBP はその適正性を厳格に審査することになるので、複雑な商流の產品などにファースト・セール・ルールを適用する場合には、事前に CBP に対して、関連書類を提出し、同ルールを適用することの適正性について、書面で確認を得ておくのがリスク管理上、望ましい。
- 外国で生産された產品などが、米国市場専用に製造され、米国に輸入されるために仲介業者に販売されたものでない場合、CBP はファースト・セール・ルールの適用を認めないと注意。
- ファースト・セール・ルール適用のために、特定の產品などの米国への輸入に関する商流が確立された後、商流を変更することになれば、あらためて新商流について、ファースト・セール・ルール適用の適性を精査する必要が生じるため、弾力的に商流を変更することは困難になる。

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250037>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp